

山梨県公報

号外第二十五号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

条 例

○特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)
(人事課)

- 1 教育長の退職手当の算定の基礎となる在職期間等について、特例を設けることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「副知事」を「副知事等」に改め、同条第一項中「副知事となつた」を「副知事又は教育長(以下この条において「副知事等」という。)となつた」に、「副知事として」を「副知事等として」に改め、同条第二項及び第三項中「副知事」を「副知事等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番